

Q_o 岡義博法律事務所報 第44号

高松市丸の内7番20号 丸の内ファイブビル5階
TEL (087) 821-1300
FAX (087) 821-1833
MAIL oka-law@kln.ne.jp
H P http://www.kln.ne.jp/oka-law/

政 治

所 長 弁 護 士 岡 義 博

昨年末の衆議院選挙で政権交代があった。自民党の大勝であった。これは、民主党政権への失望が大きなき要因であったことは皆の認めるところであろう。大きな期待を背にしながら3年余で民主党は何も変えられなかった。国民の失望感が大きかったということである。

政権交代からわずか3ヶ月で安倍政権への支持率はとても高い。経済の活性化をめざす政策が指示されているということであろう。短期間で株価は上昇し、円安も進んでいる。輸出企業への後押しとなり、経済界は活気づき始めた。給料のベースアップを行なう企業も出て来ている。景気の長い低迷からようやく脱出できそうということで、期待を含めての株価上昇などと思われる。日銀総裁も新しくなり、政府の政策と協調路線を取るとのこと、当面経済は上昇機運のように思われる。内閣支持率も高指示でいくかもしれない。

しかし、实体经济の回復まで至っていないことは国民は知っている。知った上で、期待を込めて、景気上昇に向けて国民も協力しているということである。政治の課題は数多いのであり、それを解決していかないと民主党

政権の二の舞となる。例えばTPP問題である。交渉に参加することになったが、そう簡単に日本に有利な交渉ができるとは思われない。アメリカとの交渉はそう甘くはないだろう。農業問題などは交渉に失敗すると国内の農業に壊滅的な打撃を受けるだろう。医療の国民皆保険制度の維持がどうなるかも不安である。心配の種は尽きない。国や地方の大借金をどうするのかも全く展望されていない。景気の回復をはかって、税収を増やして国や地方の借金を減らしていくということであろうが、具体的な展望が見えているわけではない。願望にすぎないように思われる。

政治に求められるのは国家百年の大計である。百年後に日本という国がどうなっているのか。その展望を示すのが政治の役割である。目先の経済回復だけが政治の役割ではない。今やっていること、政策が未来にどう繋がっていくのか。それを示して欲しいのである。未来への明るい展望が見えると、政治への信頼は回復されるであろう。しかし、いつまでも展望を示せないと、民主党政権の二の舞となり、政治に対する信頼は0になってしまうだろう。



法の女神・テミス

この像は、ギリシャ神話の「法の女神」テミス (Themis ...ギリシャ語で、「掟」「習慣」「法」「正義」を意味します) を形どったものです。

右手に掲げるはかりは、公平を象徴するとともに、悪の重さをはかり、左手の剣は力による貫徹を象徴し、目隠しは無私をあらわすものといわれています。

身近な法律シリーズ (44) 保証

保証については、随分以前に（テミス第8号）書きましたが、その後平成16年に保証について、民法改正があったので、それについて記します。また、現在民法の大改正の検討が行われていますが、保証についても検討が加えられています。そこで、この改正の検討状況についてもふれてみます。

平成16年改正では、保証については書面によらなければ無効とされました（民法446条2項）。契約は、合意があれば書面を作らなくても成立するのが原則ですが、保証については、慎重にさせるため書面によることを必要としたものです。

平成16年改正では、根保証についての規定も設けられました。根保証とは、一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証債務をいいます。平たく言うと増減する主債務のうち一定の金額までは保証するというものです。この根保証のうち、主債務が金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによる債務を含むものに限られます。つまり、主債務が継続的な売買代金債務であったり、不動産賃貸借の賃借人の家賃債務が主債務であるものは含まれません。根保証は広い範囲で利

用されているので、全ての範囲の根保証を制限すべきかどうか議論がある所なので、とりあえず、貸金や手形割引を主債務とする保証に限って改正したものです。

平成16年改正では、貸金等根保証契約は、極度額を定めなければ無効とされました（民法465条の2第2項）。また、元本の確定期日は5年以内とされました（同465条の3）。期日を定めない場合は3年で元本確定となります（同条）。ここに、元本確定期日というのは、保証期間と言いかえてもいいのですが、保証期間というと期間がすぎれば保証人の責任がなくなってしまうと誤解されやすいので、元本確定期日という表現が使われています。元本確定期日が到来した時点での債務額を保証するという事です。また、元本確定事由というものも定められました（民法465条の4）。主債務者、保証人のいずれかに強制執行等の申立があったとき、破産手続開始決定があったとき、死亡したときが元本確定事由です。保証人は人的信頼関係が基礎となるので、当事者の一方が死亡すれば終了するということにしたものです。

現在の民法の改正状況については次号で。

高松ウオッチング

事務局 E・O

私の記事を読み返してみると、走ったり、転んだり、ぶつかったりとまったく忙しい。

しかしお蔵入りの事件はまだまだある。そのベスト1は和歌山での高野山事件。

お参りをした後のお昼時、私は上ばかりを見ている。「和歌山ラーメン」レストランの看板を。私の足元には大きな穴が空いていた。大々的に転んで骨折(ヒビ)、仏様～、御利益これですか～。

そんな頃、私は自力整体（健康体操的なもの）に出会った。とても気に入った。先生が「自分のペースで、決して無理をしないで」と言って下さる。この年になると、何よりありがたい。はまってしまった。

とうとう神戸まで通って、自力整体のナビゲーター(指導士)に。

私が新しい事をする時、犠牲者はいつも主人。実験台に。食生活の改善もその1つ。そのお陰か、主人の体重計の体内年齢は非常に若くなった。気をよくした主人は、野菜いっぱい、炭水化物は控えめの食生活を実行中。

私はという体重計の体内年齢は（言えない）なんと、主人との年の差15才!!

しかし私だって頑張った。友達に「体重が10kgも減ったよ～」ドヤ顔したら「やっと普通になったね」と優しい一言。



八十八ヶ所巡り

その8

今回は51番石手寺。元の名は安養寺であった。それが石手寺になったいわれはこうです。

平安時代の初期、伊予を治めていた豪族が河野家でした。その河野一族に衛門三郎という強欲な男がいました。ある日衛門三郎の屋敷の前に托鉢の僧が現れました。その僧を追い払おうとして、衛門三郎は、ほうきで僧の持っている鉢をたたきました。鉢は落ちて8つに割れました。僧は立ち去りましたが、翌日から衛門三郎の8人の息子が次々と亡くなりました。8日目にはとうとう8人目の息子がなくなりました。衛門三郎は、さてはあの僧が弘法大師であったと思ひ至り、非を悔い大師の後を追ひ旅に出ました。これが四国遍路の始まりと言われていいます。



衛門三郎は旅立つ前に、大師が立ち寄っていた草庵の柱に自分の名前を書いた札を打ちつけていったと言われていいます。この札が納め札の起源と言われていいます。

衛門三郎は20回四国を廻りましたが大師には会えませんでした。そこで、逆回りをすれば、いずれ大師に会えると考え、21回目は逆回りしました。ところが、12番札所、焼山寺の山中で力尽きて倒れてしまいました。

そこへ現れたのが弘法大師です。許しを請う衛門三郎に何か望みはあるかと大師がたずねたところ、衛門三郎は来世は河野家本家に生まれ変わり善政を行いたいと答えました。大師は小石に衛門三郎と書き衛門三郎の手に握らせました。衛門三郎は安らかに息を引き取りました。

大師は衛門三郎を懇ろに弔い、遺品の杉の金剛杖を墓標としました。この杖が杉の大木となりその下に庵が建てられました。これが今に残る衛門三郎の御堂(杖杉庵)です。焼山寺の山中にあります。

その後、河野家本家に男の子が生まれましたが、左手を握ったまま開きません。安養寺の住職に祈祷してもらったところ左手が開き中から小石が出てきました。その小石には衛門三郎と書かれていました。これは衛門三郎の生まれ変わりだということで、この小石は安養寺に奉納されました。そして、寺の名も石手寺と改められたということです。

石手寺や 衛門三郎の 功德かな

(Y.O)



ちよっとひといき

事務局 K・K

息子の机の上に分解された基板や細かな部品が並んでいる。また、分解して中をのぞいているようだ。

幼少の頃から息子の興味は私の感覚からするとえーっと思わされることばかり。

保育所の時、札幌雪祭りの氷でできた滑り台を滑ってみたいと言いだした。そこで、小学6年の姉は、学校を休ませ、家族4人で札幌雪祭りに出かけた。

大通り公園では、大量の雪を使った雪像や建築物が並んでおり、主人、娘、私は写真を撮り楽しんだ。しかし肝心の息子は雪像に興味を示

していない様子。そこで、この旅行のメインである氷の滑り台のある場所に地下鉄で移動しようということになったが、「もう滑り台は滑らん。」と言いだした。主人も私も説得してみたが、言いだすと動かない。

この旅行の発端は...

その後、予約していた夕食までの時間に息子はお気に入りの雪像?!を見つけた。

それは警備用に建てられたプレハブの横に作られた小さな可愛い雪だるまだった。その雪だるまを真似て、おどけた表情の息子の顔は、かなり満足気だった。

外部の方からの投稿です

O que sera, será, será ♪なるようになる♪

法律事務所で働くようになり、自分が勘違いして覚えていた用語が沢山ある事に気付きました。そのうちの 하나가「ないし」です。

例えば「1ないし5」と言う場合、私はこれまでずっと「1もしくは5」(1 or 5) という意味だと思っていました。ですが、実際は漢字では「乃至」と書き、更に意味は数字に関しては「1から5」(1~5) であるということを知りました。間違いとは露ほども思わずに使用していたので恥ずかしかったのですが、そういえば子供の頃はもっと思い込みが酷かったな...と思い出しました。例えばこんなものです。

事務局 M・O

『イボ兄弟』と聞けば、イボがたくさんある兄弟のことだと思い 天気予報で「ハロー注意報」が出ていたら「ああ、今日は特に挨拶をしっかりしなきゃ叱られる日だ」と思って緊張したり ニュースの中で、政治家が『お食事券』で捕まったと聞けば「なるほど、ワイロ代わりに高級店の食事券をね...。ほんと政治家って奴は...。」と訳知り顔のため息をついてみたり。

こうやって挙げてみると酷い勘違いばかり。子供の頃からあまり進歩のない私なのでした！

追記：必要ないとは思いますが、正解は 異母兄弟 波浪注意報 汚職事件でした(笑)